

通 知 預 金

(平成 24 年 10 月 18 日現在適用中)

	項 目	内 容
1	商 品 名	・通知預金
2	販 売 対 象	・個人および法人のお客さま
3	期 間	・定めなし（ただし、7 日間の据置期間が必要です）
4	預 入 方 法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括でのお預入れとなります ・50,000 円以上 ・1 円単位
5	払 戻 方 法	・解約時に一括して払い戻します（ただし、解約する日の 2 日前までに通知が必要です）
6	利 息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日の店頭表示の利率を適用します ・解約時に一括して支払います ・付利単位を 10,000 円とした 1 年を 365 日とする日割計算
7	手 数 料	——
8	付加できる特約事項	——
9	税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のお客さまは 20%（国税 15%、地方税 5%）の源泉分離課税 *平成 25 年 1 月 1 日以降平成 49 年 12 月 31 日までの間に受取るお利息は、復興特別所得税を付加した 20.315%の源泉分離課税となります ・法人のお客さまは総合課税（非課税法人の場合は非課税） ・個人のお客さまで要件を満たす場合は、マル優の扱いができます
10	預 金 保 険	・預金保険対象商品です（1 金融機関につき 1 人当たり、元本 1,000 万円までとその利息等が保護されます）
11	中途解約時の取扱い	・据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに払い戻します
12	金利情報の入手方法	・店頭備え付けの金利ボードをご覧くださいか、窓口にお問い合わせください
13	その他参考となる事項	——

当行が契約している指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会

連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017-109